平成２６年（フ）第８６８５号
東京都墨田区文花１丁目26―30―505
債務者　高野　敏幸
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８６号
栃木県那須塩原市島方613―７
債務者　小貫千代美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８７号
東京都立川市栄町４丁目41―４―507
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８８号
神奈川県伊勢原市東大竹53―32―104
債務者　佐藤　武志
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６９７号
東京都新宿区新宿７丁目３―41―306
債務者　岩田　英夫（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０８号
東京都板橋区上板橋１丁目24―７―102
債務者　高橋　生衣
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１１号
東京都八王子市楢原町697―２
債務者　小山田有希
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１２号
東京都葛飾区東金町１丁目36―４―823
債務者　前澤登美子こと　ベルトミコ
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１３号
東京都町田市成瀬台２丁目35―17
債務者　菊池由紀子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５６号
岡山市北区富田353番地富田アパート　ト号室
債務者　増永　愛子（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３２号
岡山県倉敷市菰池２丁目10番26号、旧住所岡山県倉敷市林1259番地５コーポラスきみ103
債務者　北村　一八
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４６号
東京都三鷹市深大寺２丁目37番８号サンハウス深大寺101
債務者　松永　　博
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５０号
静岡市駿河区寺田188番地の９
債務者　久保田真美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０２号
静岡県島田市川根町身成4317番地
債務者　藤田　吉美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９６号
静岡市駿河区下島143番地の１　ドルフＫ205号、旧住所静岡市駿河区西脇1106番地の１コーポ西脇303号
債務者　辻村　　章
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部